

業務隊公示第1号

令和4年12月9日

「衛生業務システム（仮称）の導入及び最適化に向けた調査研究」に関する契約希望者募集要項（企画競争）

契約担当官

海上自衛隊東京業務隊

経理科長 金田 成



令和5年度「衛生業務システム（仮称）の導入及び最適化に向けた調査研究」の契約について企画競争を実施するので、参加を希望する者は下記に基づき応募して下さい。

記

1 企画競争に付する事項

「衛生業務システム（仮称）の導入及び最適化に向けた調査研究」

2 企画競争に参加できる者の資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者であること。
- (7) 令和4年度に実施した健康管理データ処理装置及び遠隔医療支援装置に関する業務内容の見直し及び再設計（以下BPRという。）の検討結果を踏まえ、衛生業務システム（仮称）の構築に係る要件定義、調達支援等の技術支援を行うための企画提案ができること。
- (8) デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの趣旨を十分に踏まえた企画提案ができること。

3 企画競争参加申込みに関する手続等

(1) 申込先及び参加表明書提出先

〒162-8803

東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係（E1棟3階）

03-3268-3111（内線57842）

(2) 申込受付期間

令和4年12月9日（金）～令和5年1月13日（金）17時15分まで

（直接提出する場合は、土、日及び祝日を除く。）

(3) 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式） 2部

イ 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（写） 2部

ウ この企画競争に参加を希望する者は、業務従事者リスト及び次に示す履歴資料、別封の非公知の情報の取扱いに関する資料を提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、契約担当官等との協議等に応じる義務を負うものとする。

エ 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

- ① 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

オ 非公知の情報の取扱いに関する資料は、次を標準とする。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱うとともに、契約相手方の代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図

- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し

（４）企画競争に関する説明書の交付及び説明

ア 交付及び説明日時 参加を表明した者に対し、個別に連絡する。

イ 実施場所

東京都新宿区市谷本村町５－１ Ａ棟７階

海上幕僚監部衛生企画室

０３－３２６８－３１１１（内線５００６７）

ウ 説明事項

- ・実施要領
- ・企画提案に関する要求
- ・仕様書概要
- ・企画提案書等作成要領
- ・企画提案書等審査要領

エ 出席者

- ・1参加希望者当たり3名までとする。

4 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和5年2月28日(火)正午まで

(2) 提出場所

第3項第1号に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便で受領期限までに必着のこと)

(4) 提出部数 2部

5 評価結果の通知

企画提案書の評価実施後、契約候補者として1者を選定し、令和5年3月下旬を目途に評価結果を郵送にて通知する。

6 疑義の申立

- (1) 評価結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(土、日及び祝日を除く。)に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：企画競争参加申込先に同じ。

イ 時間：土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- (2) 正当な理由がなく資料を期限までに提出しなかった者の応募は無効とする。
- (3) 本公示に示した参加資格を満たさない者の応募は無効とする。
- (4) 正当な理由がなく資料を提出期限までに提出しなかった者の応募は無効とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料は他の目的に使用しない。
- (7) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

別紙様式

年 月 日

契約担当官
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所在地
会社名
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第1号 (令和4年12月9日)	令和5年度「衛生業務システム（仮称）の導入及び最適化に向けた調査研究」

添付書類：資格審査結果通知書（写）